

注意 還付金詐欺 重要

の被害が止まりません！

重要

- A T Mで医療費・保険金は戻りません。
- 還付金詐欺の電話は、土・日曜でも掛かってきます。
- 町田市役所を騙るサギの電話が多発しています。
- 電話に出なければ被害にあいません。
- 自分のお金は自分で守る！

お願い



携帯電話で通話しながら

A T Mを操作している高齢者は

還付金詐欺被害者です。

高齢者をサギから地域で守りましょう！

お声掛けと110番通報をお願い致します！

詐欺の手紙・ハガキが多数出回っています！

新しい手紙

〒194-0092
東京都町田市 [REDACTED]
[REDACTED] 様

原告 訴訟代理人 [REDACTED]
同 [REDACTED]

提訴の告知

あなたは支払い義務違反という事で、地方裁判所に訴状の提出が行われ、受理されております。
この件に関して異議申し立て、または取り下げ希望がある場合、下記日付までに被告書の御提出または、当裁判所に御相談を受け付けておりますので、民事訴訟係に相談窓口にお問合せ下さい。御連絡なき場合には、この通達の日付から起算し、裁判所からの出廷命令状の送達を御確認下さい。また原告側の言い分での裁判の希望日等が全面的に認められる場合がございます。
なお当該裁判の判決を履行しない場合は、財産の差押え等の強制執行の法的手続きがとられます。
(異議、不服、着封最終期日、令和元年6月5日)

請求の趣旨

1. 原告は被告に対し支払い義務違反という事で未納請求を求め、(民法第415条)
2. 原告は被告に対し契約不履行によって生じた損害の賠償請求を求め、(民法第415条)
3. 訴訟費用は被告の負担とするの判決を求め、(民事訴訟法第61条)
4. 原告は被告に対し裁判の判決を履行できない場合、財産の差押え強制執行の実施の判決を求め、(民事執行法第25条)

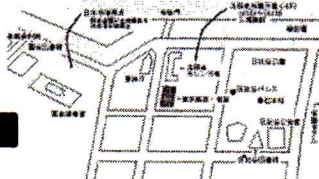
請求の原因

1. 原告は被告に対し民法第415条に規定の通知義務を果たしたが被告は支払いを履行しなかった。
2. 原告は被告に対し民法第415条に規定の通知義務をしたが、これに対し被告は拒否した。

証拠方法

第1号証 契約全履歴書1通
第2号証 通達履歴(NTT 東日本郵局)1通
第3号証 平成30年(土)第4912号 小額請求事件調停証書7通

〒100-8920
東京都千代田区 [REDACTED]
地方裁判所 民事訴訟部
相談窓口 [REDACTED]
受付時間 午前9:00～午後7:00



従来のハガキ

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(い)141

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴訟申し入れされたことを本状にて通知いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。
尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、貴方の給与、財産の差し押さえなどの恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げなどのご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成31年4月18日
民事訴訟管理センター

東京都千代田区 [REDACTED]

消費者相談窓口 [REDACTED]

受付時間 9:00～18:00(日・祝を除く)

手紙やハガキの内容は全てウソです！

記載されている電話番号に、絶対に電話を掛けないで下さい！

特殊詐欺被害防止教室開催のお知らせ

特殊詐欺に関する相談窓口の開設・迷惑防止機能付電話機の展示などを実施します。

日時 令和元年7月3日(水)、4日(木) 午前10時～午後4時

場所 町田市原町田4丁目10番20号 ぽっぽ町田ピロティ

※演歌歌手の海峡みさき様と雪美さくら様をお招きし、イベントに参加して頂く予定です。3日の午前11時から1時間程を参加の予定ですが、予告無く変更する可能性があります。

皆様のご参加を心待ちにしております！

町田警察署
町田市市民生活安全課

042-722-0110
042-724-4003